

熱中症対策に係る現場管理費補正の運用の一部改訂について ～ お知らせ ～

令和5年6月
下 関 市

令和2年7月に、工事現場の熱中症対策に係る費用として、現場管理費を補正することとしていますが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に移行されたことを踏まえ、本市においても、山口県に準じて運用を一部改訂することとしますので、お知らせします。

記

1. 改訂内容

※詳細は山口県のホームページ『【お知らせ】熱中症対策に係る現場管理費補正の運用の一部改訂について』をご覧ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>

2. 適用日

令和5年6月7日から適用します。